

商流システム開発業務プロポーザルに関する参加表明書の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

質問No.	実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
①	実施要領 P. 2 5 (2) ②	管理技術者、担当技術者→管理者、担当者という認識でよいのか？ 管理技術者、担当技術者が本業務のすべてを完了している必要があるか？	「管理技術者」「担当技術者」は、本業務における管理者・担当者としての役割を指すものとして差し支えありません。 また、要件として求めている「商流システム開発業務を完了した実績」とは、本業務と同一内容の全工程を完了している必要はなく、類似する業務において、管理または担当として完了実績があれば要件を満たすものとします。
②	様式第2号	事業者概要書 技術・資格名称（技術者数）とは、どのようなものを指すか？	当該欄は、会社には所属する技術者が保有する技術資格の種類と人数を記載する欄です。 情報処理技術者資格、IT関連資格、DX関連資格、プロジェクト管理資格など、本業務の遂行に関連する資格を記載してください。
③	様式第3号	業務実績書の記載は元請で実施した実績のみ記載するのか？	元請・下請の別は問いません。
④	様式第4号	再委託業務予定調書に記載されている納税証明書は、どこの何を求めているか？	納税証明書（その3の3）：「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書（法人用）を提出してください。
⑤	様式第5号	予定技術者調書は、管理・担当、本事業に携わる人員についてすべて必要か？（再委託が発生する場合にも必要か？） 当該業務分野に関係する保有資格とは、どのようなものを想定しているか？	予定技術者調書は、本業務の管理技術者および担当技術者について作成するものです。 再委託がある場合でも、応募者側の管理・担当技術者については必ず提出してください。 再委託先の技術者については、必要に応じて提出してください。 保有資格については、商流システム開発、流通DX、情報システム開発、プロジェクト管理等、本業務の遂行に関連する資格を想定しています。

⑥	その他	本プロポーザルにコンソーシアムでの参加は可能か？ その場合に、提出が必要な書類等は何か？	コンソーシアム形式での参加は可能です。 ただし、実施要領に定める参加資格要件を全て満たす必要があります。 共同提案の場合は協定書の写し（様式任意）を提出してください。
⑦	その他	質問について、19日までに回答⇒21日までに原本提出となっているが、納税証明等の公的書類の到着が難しい場合、一旦データにて送付、追って原本提出でも可能か？	提出期限までに原本が到着しない場合は、まず電子データを提出し、原本は後日提出することを認めます。 ただし、提出期限までに電子データが必着であること、原本は速やかに提出することが条件となります。